

◆南あわじ市事業持続支援金の給付

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている中小企業等の経営安定化を図り、経営継続を支援するため支援金を給付します。

対象者 次の①～③の要件をすべて満たす中小法人等、小規模企業者、個人事業者

- ① 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
 - ② 国の「持続化給付金」、県の「休業要請事業者経営継続支援金」をいずれも受給しておらず、かつ将来にわたり受給しない事業者
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で30%以上減少している事業者
- ※ 2019年に創業した人や売上が一定期間に偏在している人などには特例があります

給付金額 中小法人等は10万円、小規模企業者・個人事業者は5万円

受付期間 7月1日（水）～令和3年2月12日（金）まで

申請方法 申請書に記入のうえ、必要書類を添えて商工観光課へ郵送または持参

必要書類

- ・前年の売上状況および2020年分の対象月の売上を示した書類
- ・事業所の所在地や事業内容がわかる書類
- ・支援金の振込口座の通帳の写し
- ・事業持続支援金事業誓約書
- ・身分証明書の写し（個人事業者）、従業員数が確認できる書類の写し（中小法人等）

※詳しくは市ホームページをご覧ください

商工観光課（事業者向け相談窓口） ☎ 38-6832



市ホームページ
二次元コード

「新しい生活様式」を実践しましょう

日常生活の中で新型コロナウイルスの感染拡大の防止には、自らを感染から守るだけでなく、周囲に感染を広げないことが不可欠です。ご自身や大切な人の命を守るために「新しい生活様式」を実践しましょう。



新しい生活様式の実践例

- ① 「3密」（密閉・密集・密接）の回避
- ② 身体的距離の確保（できるだけ2メートル。最低1メートル）
- ③ マスクの着用、咳エチケットの徹底
- ④ 手洗い・手指の消毒（手洗いは30秒以上、石けん・消毒薬の利用）
- ⑤ 体温測定・健康チェック（熱や風邪の症状があるときは自宅で療養）
- ⑥ 発症時やクラスター発生時に備え、いつ誰とどこで会ったかを記録

▼詳しくはこちら

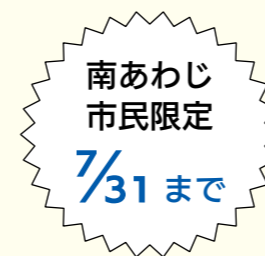


厚生労働省
ホームページ
二次元コード

新型コロナウイルス関連の経済対策

新型コロナウイルスへの緊急経済対策として、市内の飲食店や宿泊施設をお得に利用できる「安全・安心な飲食宿泊キャッシュバック事業」や、国・県の事業の対象にならない事業者を対象にした「南あわじ市事業持続支援金の給付」を実施しています。

※その他の新型コロナウイルス感染症にかかる支援事業等については、6～9頁にも掲載しています



◆安全・安心な飲食宿泊キャッシュバック事業

市内の飲食店・宿泊施設が
最大50% OFFで利用できます

南あわじ市では、「市民」「事業者」「行政」が一丸となって消費喚起を図る取り組みとして、万全な感染症対策を施した市内の飲食店や宿泊施設で、「南あわじ市民」が地域内の食材を活用したメニューの飲食等をした際に、料金の一部をキャッシュバックする事業を実施しています。

利用方法

①参加店舗に事前予約

電話などで参加店舗に事前に予約してください。



②身分証明書を提示

ご利用の際に免許証や保険証などで、南あわじ市民であることを確認します。



③対象メニューを選択

対象メニューをご堪能ください。対象メニューは各店舗で異なりますので、店舗でご確認ください。



参加店舗 市内172店舗（6月19日現在）

※市ホームページに最新の参加店舗一覧を掲載。なお、参加店舗では入り口やレジ付近に右のチラシを掲示しています

《ご利用にあたって》

- ・飲食、宿泊、テイクアウトなどの対象メニューは各店舗ごとに異なります。店舗でご確認ください。
- ・ご利用の際に、チケットに必要事項をご記入いただきます。お手元がない場合は各店舗へお問合せください。
- ・来店時のマスク着用や手指の消毒など、各店舗での感染予防策にご協力をお願いします。

商工観光課 ☎ 43-5221



市ホームページ
二次元コード

■参加店舗に掲示するチラシ

